

教職課程

生命科学部

❖ 教職課程(2024年度入学者)

生命科学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

学科	免許状の種類・教科	
	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
先端生命科学科	理 科	理 科
産業生命科学科	理 科	理 科

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

必要な基礎資格	学士の学位を有すること (学部の履修規定をよく読んで卒業要件単位数を満たすこと)
---------	---

必要な区分 (法定単位)		本学における最低修得単位数			
第6条の6に定める 教育職員免許法の施行 科目規則	日本国憲法(2)	各免許状共通	2		
	体 育(2)		3		
	外 国 語 コミュニケーション(2)		2		
	数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作 (2)		2		
教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23)		中 学 校	33		
		高 校	29		
教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種ごとに 修得すること		先端生命 科学科	中 学 校 31 高 校 27		
		産業生命 科学科	中 学 校 31 高 校 27		
		大学が独自に 設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種ごとに 修得すること		中 学 校	0
				高 校	3

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

- (1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
 [日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作]

免許法施行規則に定める科目区分		本学における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目(単位数)		最低修得単位数	
日本国憲法	2	日本国憲法(2)		2単位 必修	
体育	2	健康科学講義(2) 健康科学実習(1)		3単位 必修	
外国語 コミュニケーション	2	基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅰ(1) 上級英語PLUS(S&W)Ⅱ(1)		2単位 選択必修	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工知能に関する科目	2	ア	データ・AIと社会(2)	ア・イいずれか 2単位選択必修
			イ	基礎コンピュータ演習(2)	

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分			本学における開設授業科目等			
教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		備考
	中学校	高校		中学校	高校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論(2) 教育人間学(2)	2単位 選択必修		3年次末までに修得すること
			教職論(2)	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育社会学(2)	2単位 必修		
			教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2)	選択		
			教育心理学(2) 発達心理学(2)	4単位 必修		3年次末までにいずれか1科目を修得すること
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2単位 必修		3年次末までに修得すること(注2)
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	2単位 必修		
道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目	10	8	道徳教育論(2)	2単位 必修	—	
			総合的な学習(探究)の時間の指導法	2単位 必修		
			特別活動の指導法	2単位 必修		
			教育の方法及び技術	2単位 選択必修		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2単位 必修		3年次末までに修得すること
関する実践科目	5	3	教育実習事前指導(1)	1単位 必修		3年次末までに修得すること
			教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む	4単位 必修	2単位 必修	
			教職実践演習	2単位 必修		
最低修得単位数			合計	33	29	

❖ 教職課程(2024年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を修得することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》				先端生命科学科			
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上		物理学通論A(2) 物理学通論B(2)	4単位必修	4単位必修
		化学	1単位以上		化学通論A(2) 化学通論B(2)	4単位必修	4単位必修
		生物学	1単位以上		生物学通論A(2) 生物学通論B(2)	4単位必修	4単位必修
					生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2)	選択	選択
		地学	1単位以上		地学通論A(2) 地学通論B(2)	4単位必修	4単位必修
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	7単位必修	—
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	—	7単位必修
					先端生命科学実習1(6) 先端生命科学実習2(6)	—	選択
教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計					23	23	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8単位以上	4単位以上	ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)	8単位必修	ア・イ いずれか 4単位 選択必修	
合計		28	24	合計	31	27	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数23単位のうち、19単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までにア「理科教育法1(2)」
「理科教育法2(2)」またはイ「理科教育法3(2)」
「理科教育法4(2)」いずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

《中学校・高校 理科》				産業生命科学科			
施行規則に定める科目区分				本学における開設授業科目等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目(単位数)	最低修得単位数		
		中学校	高校		中学校	高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1 単位以上		物理学通論A(2) 物理学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
		化学	1 単位以上		化学通論A(2) 化学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
		生物学	1 単位以上		生物学通論A(2) 生物学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
					生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2) 農業生物学(2) 生命科学リテラシー(2) バイオイノベーション(2) 現代社会と生命科学(2)	選択	選択
		地学	1 単位以上		地学通論A(2) 地学通論B(2)	4 単位必修	4 単位必修
		物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験	1 単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	7 単位 必修	—
		「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」	1 単位以上		物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1)	—	7 単位 必修
教科に関する専門的事項 最低修得単位数				小 計	23	23	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		8 単位 以上	4 単位 以上	ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2)	8 単位 必修	ア・イ いずれか 4 単位 選択必修	
合 計		28	24	合 計	31	27	

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3 年次末までに最低修得単位数23単位のうち、19単位以上を修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3 年次末までにア「理科教育法1(2)」
「理科教育法2(2)」またはイ「理科教育法3(2)」
「理科教育法4(2)」いずれか4 単位を修得していないと4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2024年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	単位数		本学における開設授業科目等			
	中学校	高校	免許状の 種類・教科	授業科目(単位数)	最低修得単位数	
					中学校	高校
大学が独自に 設定する科目	4	12	高校 全教科	道徳教育論(2)	—	2単位 必修
			中学校 高校 全教科	学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2)	選択	選択 必修
合計	4	12	合計		0	3

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。

